

令和5年台風第13号により、住宅を被災し居住が困難となられた方に対し、民間賃貸住宅を借上げ、賃貸型応急住宅として供与するものです。

## 1 対象となる方

入居対象者（次の(1)～(3)全ての要件に該当する方）

- (1) 災害救助法が適用された日（令和5年9月8日）にいわき市に居住する方
  - (2) 次のいずれかを満たす方
    - ア 住居が全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
    - イ 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷み等により、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方
      - ※ 住み続けることが困難な程度の傷みとは、次のような状態をいう。
        - (ア) 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
        - (イ) 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態
        - (ウ) 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態
        - (エ) ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合
    - ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている<sup>\*1</sup>など、長期にわたり<sup>\*2</sup>自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方
      - ※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。
      - ※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1ヶ月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。
  - エ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方であって、上記ア又はイに該当する方
  - オ 市営住宅で被災された方で、上記ア又はイに該当する方
- (3) 自らの資力を以てしては住宅を確保することができない方

## 2 入居期間

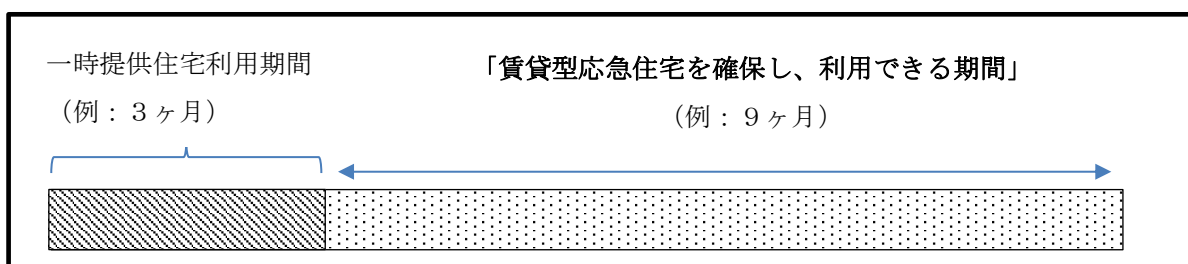
原則1年以内（ただし、生活再建上やむを得ない理由がある場合は、当初契約締結の日から2年間を限度として再契約を締結することができる場合があります。）

※上記1(2)エ又はオに該当する方は、災害発生の日から最長6か月。ただし、1(2)エの場合、応急修理が完了した場合は速やかに退去するものとする。

※既に公営住宅を一時提供住宅として利用された方で、入居期間の限度内であり、

「1 対象となる方」の要件を満たす場合には、賃貸型応急住宅の利用も可能です。

【イメージ図】 （入居期間：1年間の場合）



### 3 賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担

次のいずれにも該当する住宅が対象となります。

(1) 建物の耐震性

供与する住宅が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅、又は耐震改修等により安全性が確認された民間賃貸住宅であること。

(2) 貸主の同意

貸主が、賃貸型応急住宅として被災された方に提供することに同意していること。

(3) 規模・面積

戸建、長屋建て、共同建てを問わないが、1R～3LDK程度とし、通常の間取りに対応した面積であること。

(4) 賃料

世帯人数毎の賃料の限度額を超えないこと。

	世帯人数	賃料の限度額（月額）
ア	1人の世帯	5万5千円以内
イ	2～4人の世帯	6万5千円以内
ウ	5人以上の世帯	9万5千円以内

※乳幼児は0.5人で換算し、世帯で合計した上で、小数点以下を切り上げる。

(5) 賃料以外に供与される経費

- ・ 共益費・管理費（社会通念上適正な金額を限度とする。）
- ・ 退去修繕負担金（賃料の2箇月分を限度とする。）
- ・ 礼金（賃料の1箇月分を限度とする。）
- ・ 仲介手数料（賃料の0.55箇月分を限度とする。）
- ・ 損害保険料（県が包括保険契約を行う。）
- ・ 入居時鍵交換費（社会通念上適正な金額を限度とする。）

(6) 入居者負担

- ・ 光熱水費その他専用設備に係る使用料
- ・ 入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費
- ・ 駐車場料金
- ・ ペット飼育料
- ・ 自治会費

### 4 受付窓口及び受付時間等

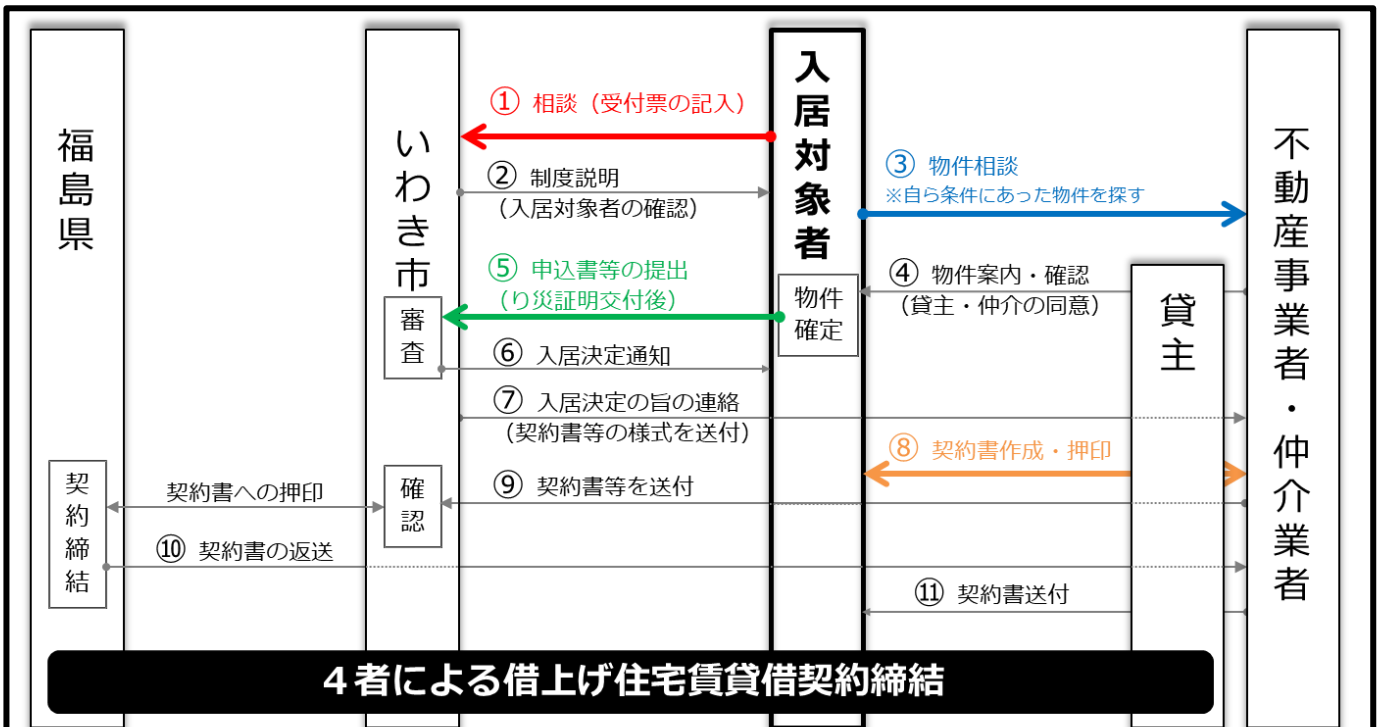
#### 【11月17日（金）まで】

	受付窓口	受付期間	受付時間
(1)	内郷支所 2階会議室	～11月17日(金) ※土・日・祝日を含む	午前9時00分～ 午後4時30分
(2)	市役所本庁舎 5階住宅支援制度窓口	～11月17日(金) ※平日のみ	

#### 【11月18日（土）以降】

	受付窓口	受付期間	受付時間
	市役所本庁舎 6階 住まい政策課	11月20日(月)～ 12月15日(金) ※平日のみ	午前9時00分～ 午後4時30分

## 5 入居までの手続の流れ



※手続きは①から⑪の順（⑤、⑨は郵送可）

	実施者	場所	実施内容
①	<b>入居対象者</b>		<b>受付票に必要事項を記入し提出</b>
②	いわき市	市受付窓口	入居要件や申込時の必要書類等の配布・説明 ※受付票の写しを入居対象者に返却、
③	<b>入居対象者</b>		<b>不動産事業者・仲介業者へ相談の上、入居希望物件を選定</b>
④	不動産事業者・貸主	不動産会社等	物件が賃貸型応急住宅の要件に合致することを確認し、「入居希望物件概要書（様式第1号の2）」及び「同意書（様式第2号）」又は「確約書（様式第3号）」に必要事項を記入し、入居対象者に返却
⑤	<b>入居対象者</b>	市受付窓口	<b>申込書等をいわき市役所6階の住まい政策課（TEL：22-7593）に提出（郵送も可）</b> 〔〒970-8686 いわき市平字梅本21 住まい政策課 空き家対策係 宛〕
⑥ ⑦	いわき市	（郵送は住まい政策課）	入居要件等を審査の上、入居決定通知を入居対象者へ送付（不動産事業者へは決定の旨を連絡）
⑧	<b>入居対象者・貸主・不動産事業者</b>	不動産会社等	不動産事業者において契約書を作成（4部）、 <b>入居対象者、貸主及び不動産事業者による押印</b>
⑨	不動産事業者		契約書等を住まい政策課に送付 〔〒970-8686 いわき市平字梅本21 TEL：0246-22-7593〕
⑩	福島県	県	契約書締結し、契約書を不動産事業者へ返送
⑪	不動産事業者	不動産会社等	契約書を貸主及び入居対象者（借主）へ送付

## 6 受付時に必要な書類

書類名	記載対象者	備考
賃貸型応急住宅相談受付票	入居対象者	・受付時に写しを入居対象者へ返却し、原本は市が保管します。

## 7 申込時に必要な書類

書類名	様式名	記載対象者・備考
賃貸型応急住宅相談受付票（写し）		入居対象者
福島県賃貸型応急住宅入居申込書	様式第1号	入居対象者
入居希望物件概要書	様式第1号の2	貸主及び不動産事業者
同意書	様式第2号	貸主
確約書	様式第3号	仲介業者 ※該当する場合
誓約書	様式第4号	入居対象者
住民票（入居者全員分（続柄あり））※1	—	入居対象者
り災証明書	—	入居対象者
申出書	様式第5号	入居対象者 ※り災判定が「全壊」以外の方
切替契約に係る同意書	様式第6号	貸主及び入居対象者 ※該当する場合のみ
応急修理期間が1ヵ月を超えることが確認できる書類（工事工程表又は確認書等（押印あり））		※応急修理制度を併用して利用する入居対象者
チェックリスト		入居対象者

※1 住民票を取得する際には、市民課窓口で本制度を利用する旨をお伝えの上、「り災証明書（準半壊以上）」を提示することにより、発行手数料が免除になります。なお、市民課窓口の混雑が考えられますので、マイナンバーを取得している方は、コンビニでの住民票の取得（有料）もご活用ください。

※2 各様式は、受付窓口で配布、又は市公式ホームページからダウンロードできます。  
【市公式ホームページURL】

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1694499612261/index.html>

## 8 契約以降の関係書類

契約時については、不動産事業者において「福島県賃貸型応急住宅賃貸借契約書（様式第9号）」、「重要事項説明書」、「請求書（様式第10号、又は様式第10号の2）」及び「定期賃貸住宅契約についての説明書（様式第11号）」を作成し、「いわき市役所住まい政策課」宛てに提出します。

なお、契約時の必要書類等については、入居決定の旨の連絡時に、別途市から不動産事業者（仲介業者）へ連絡します。

また、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去日の40日前までに「仮設住宅等使用終了届（様式第12号）」をいわき市役所住まい政策課に提出して下さい。

## 9 留意事項

- (1) 入居対象者が1(2)イ～オに該当する場合、申請時に被災状況が分かる写真の添付が必須となりますので、事前の準備をお願いします。
- (2) 被災された方が自ら条件にあった物件を探して頂くこととなります。
- (3) 受付開始前に賃貸型応急住宅の確保（契約）をした方も対象となります。ただし、「1 対象となる方」及び「3 賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」の各要件を満たしていることが条件となります。